

第81号議案

品川区印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年9月19日

品川区長 濱野 健

品川区印鑑条例の一部を改正する条例

品川区印鑑条例（昭和50年品川区条例第12号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「もしくは住民基本台帳法施行令」を「、旧氏（住民基本台帳法施行令）に、「第30条の26第1項」を「第30条の13」に、「通称（以下「通称」という）を「旧氏をいう。以下同じ。）もしくは通称（同令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ」に改め、「または氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第8条第1項第3号中「に通称」を「に旧氏が記録されている者にあつては氏名および当該旧氏、通称」に、「、氏名および通称」を「氏名および当該通称」に改める。

第15条第5号中「氏または」を「氏もしくは」に改め、「」の次に「または住民票に記録されている旧氏」を加える。

付 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

（説明）住民基本台帳法施行令が改正されたことに伴い、住民票に記録されている旧氏による印鑑の登録を認める必要がある。